

令和7年度 鶴田町結婚新生活支援事業

町では、夫婦として新生活をスタートする世帯を対象に、住居費や引越費用の一部を補助します。

対象世帯 令和7年1月1日～令和8年3月31日までの間に婚姻届を受理された夫婦で、次の要件を満たす世帯

- ・対象となる住宅が鶴田町にあり、夫婦のどちらかの住民票の住所が対象の住宅にあること
- ・夫婦の直近の所得合計が500万円未満であり、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ・他の公的制度による家賃補助を受けていないこと

補助対象経費

婚姻を機に、令和7年4月1日～令和8年3月31日までに支払った費用

▶住居費

物件の新築・購入費用、リフォーム費用、賃貸費用（賃料、敷金、礼金、共益費など）



▶引越費用

婚姻を機に引っ越した場合に、引越・運送業者に支払う費用



補助額

① 婚姻日において夫婦ともに**29歳以下**の新婚世帯

最高60万円

② ①以外の新婚世帯

最高30万円



その他

そのほか条件がありますので、詳細などについては町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

申請期限 令和8年3月31日（火）まで

■問い合わせ先：企画交流課 交流係 ☎：0173-22-2111（内線263）

鶴田町で創業・事業継承を行う方を支援します！



令和7年度 鶴田町創業等応援助成金



事業目的

地域産業の振興・地域経済の活性化を図るため、町内で新たに創業する方または事業承継を行う方（個人事業主・法人）に対して、助成金を交付します

対象者

次のいずれかに該当する方で、事業を3年間継続して営業することが可能であり、鶴田町商工会の会員となり、町商工会の継続的な経営指導等を受けること

1 新規創業者

令和6年4月1日～令和8年2月28日までに町内で新たに創業し、事業開始が確実である方

2 事業承継者

町内で、事業承継を行う譲受側の方で令和6年4月1日～令和8年2月28日までに事業承継手続きを行い、終了させることが確実であり、かつ、現業の規模拡大等の新たな取組を行う方

※町税等に滞納がある方や創業にあたり必要な許認可等を受けていない方は対象外

助成金

1件あたり **10万円**

受付期限

令和8年3月13日（金）まで

※申請期間内でも予算が上限に達した場合、受付を終了する場合があります。

問い合わせ

鶴田町役場 商工観光課 商工係 ☎：0173-22-2111（内線251）

書類提出先

〒038-3595 鶴田町大字鶴田字早瀬 200-1